

○富山県国民健康保険条例（抜粋）

平成29年12月15日

富山県条例第46号

第2章 富山県国民健康保険運営協議会

（名称）

第3条 法第11条第1項に規定する国民健康保険事業の運営に関する協議会の名称は、富山県国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）とする。

（委員）

第4条 政令第3条第5項の委員の定数は、次の各号に掲げる委員の区分に応じ、当該各号に定める数とする。

- (1) 被保険者を代表する委員 4人
- (2) 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 4人
- (3) 公益を代表する委員 4人
- (4) 被用者保険等保険者を代表する委員 2人

2 委員は、知事が任命する。

（会長）

第5条 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

（会議）

第6条 協議会は、会長が招集し、その会議の議長となる。

2 協議会は、第4条第1項各号に掲げる委員各1人以上を含む過半数の委員の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（庶務）

第7条 協議会の庶務は、厚生部において処理する。

（細則）

第8条 この章に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

## ○富山県国民健康保険運営協議会運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、富山県国民健康保険条例（平成29年富山県条例第46号。以下「条例」という。）第8条の規定に基づき、富山県国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(招集)

第2条 条例第6条第1項の規定により、協議会を招集しようとするときには、あらかじめ開催の日時及び場所並びに審議事項を委員に通知しなければならない。

(会議の公開)

第3条 協議会の会議は、傍聴の方法により公開とする。

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、会長は、協議会の会議に諮り、当該会議を公開しないことができる。

- (1) 富山県情報公開条例（平成13年富山県条例第38号）第7条各号のいずれかに該当すると認められる事項について審議等が行われる場合
- (2) 会議を公開することにより、運営協議会の公正又は円滑な運営に著しい支障を及ぼすおそれがある場合

(議事録等)

第4条 会議を開催したときは、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長のほか、出席した委員のうちから議長が指名する委員2人がこれに署名しなければならない。

(書面による議事)

第5条 会長は、やむを得ない理由により協議会の会議を開く余裕のない場合においては、事案の概要を記載した書面を委員に送付し、その意見を徴し、又は賛否を問い、その結果をもって協議会の議決に代えることができる。

(細則)

第6条 この規程に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、平成30年9月5日から施行する。